

議案第52号 小松島市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件につき、現行で規定されている短期大学の卒業者等に加え、専門職大学前期課程修了者を加える等の改正を行うもの。

小松島市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例(平成24年小松島市条例第21号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学_____若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後_____, 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)~(7) (略)</p> <p>(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上下水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後), 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)~(7) (略)</p> <p>(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上下水道及び工業用水道_____を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を</p>	<p>追加</p> <p>追加</p> <p>削る</p>

有するもの

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後_____

_____,

同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、

同条第3号に規定する学校を卒業した者_____

_____については6年以上、

同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後_____

_____, 同条

第1号に規定する学校の卒業生については5年以上、同条第3号

に規定する学校の卒業生_____

_____については7年以上、同条第4号に規

有するもの

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育

法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同

条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同

条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学

の前期課程にあつては、修了した者)については6年以上、同条

第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に

関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後(学校教育法に

よる専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1

号に規定する学校の卒業生については5年以上、同条第3号に

規定する学校の卒業生(同法による専門職大学の前期課程にあ

つては、修了した者)については7年以上、同条第4号に規定す

追加

追加

追加

追加

<p>定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者_____ごと</p> <p>_____ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) (略)</p>	<p>る学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者(学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。)ごと</p> <p>_____ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) (略)</p>	<p>追加</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------